

特集1 《著作権》

裁判例評釈 いわゆる応用美術の著作物性判断基準につき従前の立場を変更した知財高裁第2部判決

会員・弁護士 森本 晃生

要約

いわゆる「応用美術」の著作物性については、従来の下級審裁判例の主流は、限定的にしか認めない立場から、「その実用面および機能面を離れて、それ自体として、完結した美術作品としてもっぱら美術鑑賞の対象とされるもの」を判断基準としていた。「純粹美術」との同視性や「高度の創作性」を要求する判決もあった。このたび、知財高裁第2部において、従前と立場を異にする判決（知財高判平成27年4月14日平成26年（ネ）第10063号）が現れた。本判決は、従来の判断基準の論拠（意匠法との制度間調整論や立法者意思等）を否定し、創作性を「選択の幅」と捉えた上で、著作物性判断基準をこれに一元化して美的判断を排除し、著作権保護の絞り込みを著作物性の次元ではなく権利範囲（類否判断）の次元で行う点が注目される。判決文中に明示されないが、ゴナ最高裁判決の解釈・射程を考える上でも示唆的である。

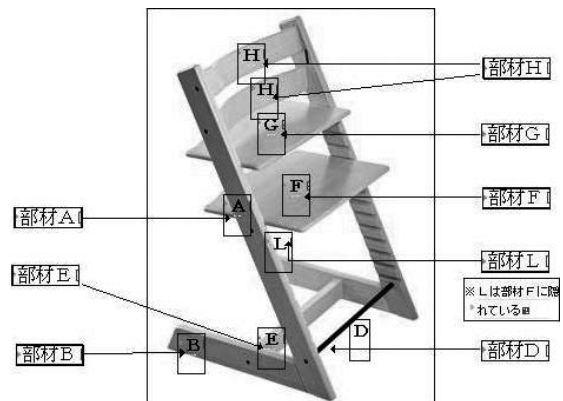
目次

1. 事案の概要
2. 判旨
 - (1) 権利論
 - ア. 論点の設定
 - イ. いわゆる「応用美術」の著作物性の判断基準
 - (ア) 著作権法2条1項1号の要件充足を十分条件とすること
 - (イ) 創作性の基準
 - (ウ) 美的判断の排除
 - (エ) 意匠法との調整を理由とする著作物性判断の厳格化の排除
 - (オ) 利用、流通とのバランス
 - (カ) 著作権乱立のおそれの不存在
 - ウ. X製品のデザインの著作物性
 - (2) 侵害論
3. 解説
 - (1) 問題の所在
 - (2) 本判決の特徴
 - (3) 具体的あてはめ
4. 訴訟代理人にとっての教訓
5. おわりに

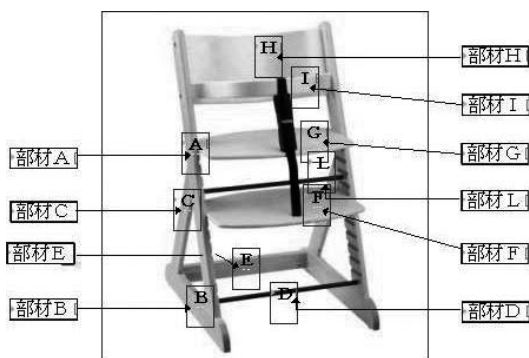
1. 事案の概要

X1（原告・控訴人、判決中ではオプスヴィック社）代表者 Peter Opsvik は、椅子のデザイナーであり、昭和47年頃、幼児用椅子（製品名「TRIPP TRAPP」）図

1) をデザインし、その権利を X1 に譲渡した。X2（原告・控訴人、判決中ではストック社）は、独占的ライセンスとして、当該椅子を製造、販売、輸出している。当該椅子は、日本国内においては、昭和49年から、輸入、販売されている。X1らは、Y（被告／被控訴人）が、6種類の幼児用椅子（以下、「Y製品」）図2) を製造販売したのに対し、Yの行為が、X1の著作権（複製権又は翻案権）の侵害及びX2の独占的利用権の侵害、不正競争防止法違反並びに一般不法行為に当たると主張して、差止め、損害賠償及び謝罪広告掲載を請求した（本稿では著作権侵害の論点のみを取り上げるが、不正競争法違反の論点も興味深い）。



（図1 原告製品：Peter Opsvik「TRIPP TRAPP」裁判所ウェブサイトより引用）



(図2 Y製品のうち「被告人製品5」裁判所ウェブサイトより引用)

著作権侵害における争点は、X1らの椅子（以下、「X製品」）のデザインの著作物性（権利論）と被告による侵害の有無（侵害論）である。

原審（東京地判平成26年4月17日平成25年(ワ)第8040号）は、「原告製品は工業的に大量に生産され、幼児用の椅子として実用に供されるものであるから・・・、そのデザインはいわゆる応用美術の範囲に属する」と認定した上で、著作物性の基準について、「原告製品のデザインが思想又は感情を創作的に表現した著作物（著作権法2条1項1号）に当たるといえるためには、著作権法による保護と意匠法による保護との適切な調和を図る見地から、実用的な機能を離れて見た場合に、それが美的鑑賞の対象となり得るような美的創作性を備えていることを要すると解するのが相当である」とした。

当てはめにおいて、原審は、「原告製品は、・・・幼児の成長に合わせて、部材G（座面）及び部材F（足置き台）の固定位置を、左右一對の部材Aの内側に床面と平行に形成された溝で調整することができるように設計された椅子であって、その形態を特徴付ける部材A及び部材Bの形状等の構成・・・も、このような実用的な機能を離れて見た場合に、美的鑑賞の対象となり得るような美的創作性を備えているとは認め難い。したがって、そのデザインは著作権法の保護を受ける著作物に当たらないと解される。」と認定し、X1らの請求を棄却した。

X1らは原審判決を不服として控訴した（なお、X1らは控訴審では訴訟代理人を変更し、主張を追加している）。控訴審（知財高判平成27年4月14日平成26年(ネ)第10063号）は以下のように判示し、X製品のデザインの著作物性を認めつつ、Y製品のデザインとは類似しないとして著作権侵害の成立を認めず、控訴を棄却した。

2. 判旨

(1) 権利論

ア. 論点の設定

「控訴人製品は、幼児用椅子であることに鑑みると、その著作物性に関しては、・・・同項4号所定の『絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物』に該当するか否かが問題になるものと考えられる。・・・そこで、実用品である控訴人製品が、『美術の著作物』として著作権法上保護され得るかが問題となる。」

イ. いわゆる「応用美術」の著作物性の判断基準

(ア) 著作権法2条1項1号の要件充足を十分条件とすること

「この点に関しては、いわゆる応用美術と呼ばれる、実用に供され、あるいは産業上の利用を目的とする表現物（以下、この表現物を『応用美術』という。）が、『美術の著作物』に該当し得るかが問題となるところ、応用美術については、著作権法上、明文の規定が存在しない。

しかしながら、著作権法が、『文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的と』していること（同法1条）に鑑みると、表現物につき、実用に供されること又は産業上の利用を目的とすることをもって、直ちに著作物性を一律に否定することは、相当ではない。同法2条2項は、『美術の著作物』の例示規定にすぎず、例示に係る『美術工芸品』に該当しない応用美術であっても、同条1項1号所定の著作物性の要件を充たすものについては、『美術の著作物』として、同法上保護されるものと解すべきである。」

(イ) 創作性の基準

「著作物性の要件についてみると、ある表現物が『著作物』として著作権法上の保護を受けるためには、『思想又は感情を創作的に表現したもの』であることを要し（同法2条1項1号）、『創作的に表現したもの』といえるためには、当該表現が、厳密な意味で独創性を有することまでは要しないものの、作成者の何らかの個性が発揮されたものでなければならない。表現が平凡かつありふれたものである場合、当該表現は、作成者の個性が発揮されたものとはいえず、『創作的』な表現ということとはできない。

応用美術は、装身具等実用品自体であるもの、家具

に施された彫刻等実用品と結合されたもの、染色図案等実用品の模様として利用されることを目的とするものなど様々であり・・・、表現態様も多様であるから、応用美術に一律に適用すべきものとして、高い創作性の有無の判断基準を設定することは相当とはいえず、個別具体的に、作成者の個性が発揮されているか否かを検討すべきである。」

(ウ) 美的判断の排除

「被控訴人は、応用美術の著作物性が肯定されるためには、著作権法による保護と意匠法による保護との適切な調和を図る見地から、実用的な機能を離れて見た場合に、それが美的鑑賞の対象となり得るような美的創作性を備えていることを要する旨主張する。・・・

しかしながら、前述したとおり、応用美術には様々なものがあり、表現態様も多様であるから、明文の規定なく、応用美術に一律に適用すべきものとして、『美的』という観点からの高い創作性の判断基準を設定することは、相当とはいえない。

また、特に、実用品自体が応用美術である場合、当該表現物につき、実用的な機能に係る部分とそれ以外の部分とを分けることは、相当に困難を伴うことが多いものと解されるところ、上記两部分を区別できないものについては、常に著作物性を認めないと考えることは、実用品自体が応用美術であるものの大半について著作物性を否定することにつながる可能性があり、相当とはいえない。

加えて、『美的』という概念は、多分に主観的な評価に係るものであり、何をもって『美』ととらえるかについては個人差も大きく、客観的観察をしてもなお一定の共通した認識を形成することが困難な場合が多いから、判断基準になじみにくいものといえる。」

(エ) 意匠法との調整を理由とする著作物性判断の厳格化の排除

「被控訴人は、前記主張の根拠として、1 著作権法及び意匠法の重複適用は相当ではないこと、2 応用美術とされる商品に著作権法を適用することについては、それによって、当該商品の分野の生産的側面及び利用的側面において弊害を招く可能性を考慮して判断すべきであり、この点に鑑みると、純粋美術が、何らの制約を受けることなく美を表現するために制作されるの

に対し、応用美術は、実用目的又は産業上の利用目的という制約の下で制作されることから、著作権法上保護されることによって当該応用美術の利用、流通に係る支障が生じることを甘受してもなお、著作権法を適用する必要性が高いものに限り、著作物性を認めるべきである旨を述べる。

確かに、応用美術に関しては、現行著作権法の制定過程においても、意匠法との関係が重要な論点になり、両法の重複適用による弊害のおそれが指摘されるなどし、特に、美術工芸品以外の応用美術を著作権法により保護することについては反対意見もあり、著作権法と意匠法との調整、すみ分けの必要性を前提とした議論が進められていたものと推認できる・・・。

しかしながら、現行著作権法の成立に際し、衆議院及び参議院の各文教委員会附帯決議において、それぞれ『三今後の新しい課題の検討にあたっては、時代の進展に伴う変化に即応して、(中略) 応用美術の保護等についても積極的に検討を加えるべきである。』、『三(中略) 応用美術の保護問題、(中略) について、早急に検討を加え速やかに制度の改善を図ること。』と記載され・・・、応用美術の保護の問題は、今後検討すべき課題の1つに掲げられていたことに鑑みると、上記成立当時、応用美術に関する著作権法及び意匠法の適用に関する問題も、以後の検討にゆだねられたものと推認できる。

そして、著作権法と意匠法とは、趣旨、目的を異にするものであり(著作権法1条、意匠法1条)、いずれか一方のみが排他的又は優先的に適用され、他方の適用を不可能又は劣後とするという関係は、明文上認められず、そのように解し得る合理的根拠も見出し難い。

加えて、著作権が、その創作時に発生して、何らの手続等を要しないのに対し(著作権法51条1項)、意匠権は、設定の登録により発生し(意匠法20条1項)、権利の取得にはより困難を伴うものではあるが、反面、意匠権は、他人が当該意匠に依拠することなく独自に同一又は類似の意匠を実施した場合であっても、その権利侵害を追及し得るという点において、著作権よりも強い保護を与えられているとみることができ。これらの点に鑑みると、一定範囲の物品に限定して両法の重複適用を認めることによって、意匠法の存在意義や意匠登録のインセンティブが一律に失われるといった弊害が生じることも、考え難い。

以上によれば、応用美術につき、意匠法によって保護され得ることを根拠として、著作物としての認定を格別厳格にすべき合理的理由は、見出し難いというべきである。

かえって、応用美術につき、著作物としての認定を格別厳格にすれば、他の表現物であれば個性の発揮という観点から著作物性を肯定し得るものにつき、著作権法によって保護されないという事態を招くおそれもあり得るものと考えられる。」

(オ) 利用、流通とのバランス

「また、応用美術は、実用に供され、あるいは産業上の利用を目的とするものであるから、当該実用目的又は産業上の利用目的にかなう一定の機能を実現する必要があるので、その表現については、同機能を発揮し得る範囲内のものでなければならない。応用美術の表現については、このような制約が課されることから、作成者の個性が発揮される選択の幅が限定され、したがって、応用美術は、通常、創作性を備えているものとして著作物性を認められる余地が、上記制約を課されない他の表現物に比して狭く、また、著作物性を認められても、その著作権保護の範囲は、比較的狭いものととどまることが想定される。

以上に鑑みると、応用美術につき、他の表現物と同様に、表現に作成者の何らかの個性が発揮されていれば、創作性があるものとして著作物性を認めても、一般社会における利用、流通に関し、実用目的又は産業上の利用目的の実現を妨げるほどの制約が生じる事態を招くことまでは、考え難い。」

(カ) 著作権乱立のおそれの不存在

「被控訴人は、美的創作性に重点が置かれていない工業製品一般に広く著作権を認めることになれば、著作権の氾濫という事態を招来する、・・・このように創作の幅が制限されたものを一般的に著作物として保護すれば、同一又はわずかに異なる多くの椅子について著作権が乱立するなどの弊害が生じる旨主張する。

しかしながら、著作物性が認められる応用美術は、まず『美術の著作物』であることが前提である上、前記・・・のとおり、その実用目的又は産業上の利用目的にかなう一定の機能を発揮し得る表現でなければならないという制約が課されることから、著作物性が認められる余地が、応用美術以外の表現物に比して狭

く、また、著作物性が認められても、その著作権保護の範囲は、比較的狭いものととどまるのが通常であって、被控訴人主張に係る乱立などの弊害が生じる現実的なおそれは、認め難いというべきである。」

ウ. X 製品のデザインの著作物性

「そして、著作権侵害が認められるためには、応用美術のうち侵害として主張する部分が著作物性を備えていることを要するところ、控訴人らは、控訴人ら主張に係る控訴人製品の形態的特徴、すなわち、・・・『左右一対の部材 A の内側に床面と平行な溝が複数形成され、その溝に沿って部材 G (座面) 及び部材 F (足置き台) をはめ込んで固定し、部材 A は床面から斜めに立ち上がっている』という形態に係る著作権が侵害された旨主張するものと解される。・・・

控訴人製品及び被控訴人製品が属する幼児用椅子の市場においても、4本脚の椅子が比較的多いものと推認できる。・・・控訴人ら主張に係る控訴人製品の形態的特徴は、『左右一対の部材 A』の2本脚である点において、特徴的なものといえる。・・・控訴人製品は、上記の『部材 A』と『部材 B』の成す角度及び結合態様によって、他の2本脚の椅子に比して、鋭角的な鋭い印象を醸し出している。・・・

幼児用椅子としての機能に着目してみると、・・・乳幼児用ハイチェアの安全性品質につき、『項目』、『認定基準』及び『基準確認方法』・・・が定められているところ、『外観、構造及び寸法』の項目の『認定基準』においては、『(1)各部の組付けが確実であること』などの抽象的記載や、『床面から座前縁中央までの最高位の高さは450mm以上600mm以下であること。』など安全性の観点から許容される高さや各部材の寸法の範囲、強度などの記載がみられるにとどまり、具体的な形態を指定する記載はない。・・・

また、幼児用椅子という用途に鑑みると、使用する幼児の身体の成長に合わせて座面及び足置き台の高さを調節する必要性は認められるが、同調節の方法としては、控訴人ら主張に係る控訴人製品の形態的特徴における方法、すなわち、『左右一対の部材 A の内側に床面と平行な溝』を『複数形成』し、『その溝に沿って部材 G (座面) 及び部材 F (足置き台) をはめ込み』、適宜、『部材 G (座面) 及び部材 F (足置き台)』をはめ込む溝を変えて高さを調節するという方法以外にも、ボルトやフック、ねじ等の留め具を用いるなど種々の

方法が存在する・・・。

以上に鑑みると、控訴人製品の概要のとおり、控訴人ら主張に係る控訴人製品の形態的特徴が、幼児用椅子としての機能に係る制約により、選択の余地なく必然的に導かれるものということは、できない。・・・

以上によれば、控訴人ら主張に係る控訴人製品の形態的特徴は、①「(a)『左右一対の部材 A』の2本脚であり、かつ、(b)『部材 A の内側』に形成された『溝に沿って部材 G (座面) 及び部材 F (足置き台)』の両方を『はめ込んで固定し』ている点、②『部材 A』が、『部材 B』前方の斜めに切断された端面でのみ結合されて直接床面に接している点及び両部材が約 66 度の鋭い角度を成している点において、作成者である控訴人オプスヴィック社代表者の個性が発揮されており、『創作的』な表現というべきである。

したがって、控訴人製品は、前記の点において著作物性が認められ、『美術の著作物』に該当する。」

(2) 侵害論

「控訴人オプスヴィック社の著作権及び控訴人ストッケ社の独占的利用権の侵害の有無を判断するに当たっては、控訴人製品において著作物性が認められる前記の点につき、控訴人製品と被控訴人製品との類否を検討すべきである。」

「被控訴人製品は、いずれも 4 本脚であるから、上記①(a)「の点に関して、控訴人製品と相違することは明らかといえる。・・・他方、被控訴人製品は、4 本ある脚部のうち前方の 2 本、すなわち、控訴人製品における『左右一対の部材 A』に相当する部材の『内側に床面と平行な溝が複数形成され、その溝に沿って部材 G (座面) 及び部材 F (足置き台) をはめ込んで固定』しており、上記①(b)「の点に関しては、控訴人製品と共通している。また、被控訴人製品 3、4 及び 6 は、『部材 A』と『部材 B』との結合態様において、控訴人製品との類似性が認められる。

しかしながら、脚部の本数に係る前記相違は、椅子の基本的構造に関わる大きな相違といえ、その余の点に係る共通点を凌駕するものというべきである。

以上によれば、被控訴人製品は、控訴人製品の著作物性が認められる部分と類似しているとはいえない。」

3. 解説

(1) 問題の所在

実用的機能を有する視覚的創作物、いわゆる「応用美術」の著作物性については、現行著作権法の下で、一般の著作物と同じく創作性のみにより判断すべきか否かが争われてきた。かつては著作権法 2 条 2 項の「美術工芸品」のみに保護が限定されるとの立場も存在したが、現在では、著作権法 2 条 2 項を例示規定とする共通認識のもとに、いわゆる「応用美術」については、創作性とは別に、またはその内部で、何らかの加重要件を要するかどうかという点が焦点となっている。

この点に関し、最高裁の判断は、3 行判決であるニーチェア事件上告審判決⁽¹⁾を別にすると、印刷用書体に関するゴナ事件上告審判決⁽²⁾しかない。同判決は、「従来の印刷書体に比して顕著な特徴を有すると言った独創性」と「それ自体が美術鑑賞の対象となり得る美的特性」の 2 要件を印刷書体の著作物性に要求し、かかる 2 要件を備えない書体が「ベルヌ条約上保護されるべき『応用美術の著作物』であるということもできない」とするが、純粋美術との同視性や意匠権との制度間調整の必要性に言及する控訴審判決と判旨に差異があり、ゴナ事件上告審判決の解釈及び射程については、明確とはいえない。

下級審裁判例は、初期の 1 件⁽³⁾を除き、概ね、「応用美術」の著作物性を限定的にしか認めない傾向にあったが、その判断基準は客観性を志向するものと審美性判断や創作性の高低判断に踏み込む 2 つの方向があり、しかもそれらが一見類似する言い回しを用いている。

下級審の主流的立場は、「その実用面および機能面を離れて、それ自体として、完結した美術作品としてもっぱら美術鑑賞の対象とされるもの」⁽⁴⁾を判断基準とする客観的独立美的鑑賞性説に立つ裁判例であり⁽⁵⁾、ゴナ事件上告審判決以降の判決にあっては、同判決との整合を意識しているものと思われる。しかし、実用面及び機能面との分離性と美的鑑賞性のいずれに力点を置くかで、各判決の方向性はかなり異なる⁽⁶⁾。他方、実用性及び機能性との分離可能性に言及することなく、「純粋美術と等しく美術鑑賞の対象となりうる程度の審美性」⁽⁷⁾を要求し、より主観的判断に傾斜する純粋美術同視性説に立つ裁判例⁽⁸⁾や、これらの基準の文言を借りつつ、「一定の美的感覚を備えた

一般人を基準に、純粋美術と同視し得る程度の美的創作性」として、「高度の創作性」⁽⁹⁾を要求する裁判例⁽¹⁰⁾もあった。これらの要件を立てる理由として、意匠法との制度間調整論を掲げる裁判例⁽¹¹⁾も少なくない。

かかる下級審実務に対し、創作性一元説の立場から、「応用美術」についての著作物性要件加重には理論的実務的に合理性がなく、判断基準も恣意的である、通常の著作物と同様に、創作性要件のみで著作物性を弊害なく決し得るとの有力な批判⁽¹²⁾がなされてきた。

知財高裁第2部も、平成26年には純粋美術同視性説に立つとみられる判決⁽¹³⁾を出していたが、本件では、その立場を転換し、創作性一元説に基づく判断を行った。本判決は、従前の下級審実務及びこれを支持する学説の各論拠に対する、創作性一元説からの批判をほぼ全面的に受け入れた、初の、それも高裁レベルの判断として、画期的意義を有する。

知財高裁の他部等がこれに追随するかどうかは予断を許さないが、客観的独立美的鑑賞性説に立つ裁判例においても、実質的に融合法理 (merger doctrine) 及びありふれた表現の法理 (scenes a faire doctrine) による通常の創作性判断を行った上で、レトリックとして客観的独立美的鑑賞性を使用しているだけではないかと疑われるもの⁽¹⁴⁾があり、実務への影響力は大きいと予想される。

(2) 本判決の特徴

本判決は、著作権法10条1項4号の「美術の著作物」としての著作物性を議論の出発点とする。「美術の著作物」固有の著作権制限が問題となる事案ではなく、2条1項1号の「美術の範囲に属する著作物」としての著作物性を直ちに論じることでもできたと思われるが、控訴人が「美術の著作物」に該当すると第1審での主張も維持していたこと、従前の裁判例が「美術の著作物」への該当性を問題としてきたことがその背景にあると思われる。そのため、本判決は、著作権法2条2項にもとづいて「応用美術」の「美術の著作物」としての保護を「美術工芸品」に限定する伝統説にあえて応接し、著作権法1条の著作権の目的からこれを斥けるとともに、「美術の著作物」としての著作物性を著作権法2条1項1号の創作性要件のみで判断するとの立場を導いている。著作権2条1項1号の著作物性要件に立脚するとしても、「美術性」すなわち「美術」の範囲かどうかを問題にすることは可能だが、後記の

とおり、本判決は「美的」要素を要件化していない。

なお、明文規定のない場合には、著作権法1条の著作権の目的及び同2条1項1号の著作物性の要件という原則に立ち返る点は本判決の立論の特徴の1つであり、後述する意匠法との制度間調整論に対しても、著作権法と意匠法との調整規定が相互にない点を重視している。

また、本判決は、「応用美術」とされるものが、実用品との関係が一樣ではなく、表現態様も様々であることを指摘し、「応用美術」概念の有用性に疑念を示す見解⁽¹⁵⁾を取り入れるとともに、「応用美術」の著作物性に一律に高度の創作性を要求する見解を斥ける論拠としている。

そして、本判決は、創作性について「個別具体的に、作成者の個性が発揮されているか」を検討するべきとするが、ここまでなら客観的独立美的鑑賞性説に立脚しても同じ判断過程とすることができたはずである。

しかし、本判決は、一歩進めて「美的」要素を完全に要件の文言から排除するに至った。その論拠は、「美的」観点が一律に高度の創作性を要求するならば上記理由で妥当ではないこと、実用品自体が「応用美術」であるものの大半を著作物から除外するおそれがあること、「美的」判断は個人差が大きく判断基準になじまないことの3点である。いずれも、従前の下級審裁判例において実際に弊害が現れ、批判を浴びた(典型例は海洋堂事件第1審及び控訴審)ものである。特に、第3点において、「客観的観察をしてもなお一定の共通した認識を形成することが困難な場合が多い」とした点は、客観的独立美的鑑賞性説の内在的弱点かつ危険を指摘するものであり、本判決が創作性一元説に立脚した大きな理由と思われる。美的判断が司法判断になじまない点を直截に認めた点は大いに評価できる。

「鑑賞性」又は「美的創作性」に固執した従前の裁判例から脱却できた今一つの要因は、本判決が、「創作性」について「作成者の個性が発揮された」こととしつつ、「作成者の個性が発揮される選択の幅」を問題にすることにより、「個性」の客観的評価を可能とした点にある。規範的事実である創作性の認定に際して、他の表現もありえる中で特定表現を選択したかどうかの問題になるわけであり⁽¹⁶⁾、要件事実に、他の表現の可能性が評価根拠事実、機能上その他の外的制約や当該表現がありふれていることが評価障害事実という

ことになろう。本件の事実認定にあたっては、実際これらの主張立証が重要な役割を演じている（判旨(1)ウ）。本件は職務著作の事案ではなかったが、いわゆる「応用美術」は法人内で職務著作として作成されることも多く、かかるアプローチは、法人の個性の発揮とは何かという問題を解決できる。

本判決は、このような理論的転回を果たした上で、Yの主張する、意匠法との制度間調整論等に応接する。制度間調整論は、「応用美術」の著作権保護を限定する立場の主要な根拠として主張されてきたものであり、意匠権の空洞化・無意味化という法制度論、起草・立法過程の立法者意思論、そして産業発展・国民生活上の混乱という実質弊害論を主たる柱としている⁽¹⁷⁾。

本判決は、まず立法者意思論について、立法過程の具体的証拠を検討した上で、意匠法との調整はむしろ「以後の検討にゆだねられたものと推認」した。ここで、本判決は、Tシャツ事件判決⁽¹⁸⁾等が依拠してきた著作権審議会答申及び国会における政府委員答弁⁽¹⁹⁾よりも、従来軽視されてきた衆議院及び参議院の各文教委員会の附帯決議を重視する立場を明らかにした。各附帯決議は、従来は「応用美術」の著作権保護が現行著作権法上限定されている前提で、その拡充の課題があるとの趣旨で理解されてきたと思われるが、「応用美術に関する著作権法及び意匠法の適用に関する問題」をこれに読み込むことで、逆の解釈を行っていることが注目される。著作権法と意匠法との調整規定が相互にないという事実を立法過程論において立法者による議決と結びつけたものであり、新機軸ながら実際の法文とも整合する解釈である。なお、著作権法2条2項を例示規定とする整理はここでの立法者意思解釈で効いてくる。

また、本判決は、法制度論については、著作権法と意匠法の目的の相違、及び著作権と意匠権の効果の違いから、「応用美術」に著作権保護を認めることによって意匠法が空洞化することはないとした。いずれも、創作性一元説の立場からの制度間調整論批判で提示されていた主張である。

実質的弊害論に関しては、本判決は、創作性の幅の限定により、著作物性の認定と保護範囲が限定されることになる⁽²⁰⁾から弊害は生じないとしている。融合法理の採用を明らかにしたものと見えよう。これは、著作権保護に対する絞込を権利論／権利の成否から侵害論／権利範囲の次元に移す試みでもある。ただし、

創作性の幅が限定されるとなぜ保護範囲が限定されるかは説明されていない。融合法理の立場からすれば、類似範囲を広く認めるほど、1人または数人の権利者が特定アイデアの表現を自己の保護範囲において独占し、結局アイデアと表現が融合するのと法的に同等に至るから、表現の類似範囲は、他者の自由な表現を許容する範囲に規範的に限定されるということになろう。保護範囲すなわち類似範囲において絞り込みをかけるアプローチは、本件の侵害論で実践され、特定の表現要素の相違により非類似との結論がなされている。

なお、実質的弊害論に関し、Yがことさらに著作権の乱立のおそれを主張した背景には、ゴナ事件上告審判決が、印刷書体について僅かな差異の印刷用書体について無数の著作権が成立することによる混乱を上記2要件の提示に続いて述べていることがあると思われる。本判決は、同判決の解釈・射程をどのように考えているのであろうか。

本判決中にゴナ事件上告審判決への言及がないこと、同判決が印刷用書体の著作物性の要件とした「独創性」と「美的特性」について、「『創作的に表現したもの』といえるためには、当該表現が、厳密な意味で『独創性』を有することまでは要しない」、「応用美術に一律に適用すべきものとして、『美的』という観点からの高い創作性の判断基準を設定することは、相当とはいえない」と論じていることからすると、本判決は、ゴナ事件上告審判決を、印刷用書体という特殊な創作物に射程が限定されたものであって、X製品のような椅子には適用されないとの切り分けを行っているように思われる。応用美術の多種多様性を指摘する判示もかかる見方と整合するだろう。ゴナ事件上告審判決は、「応用美術」一般についての著作物性基準とその理由付けを提示した控訴審判決と判示を異にし、あえて印刷用書体に限定した立論を行っているからである。

しかしまた、別の見方も可能である。「『美的』という概念は、・・・判断基準になじみにくい」との判示は、印刷用書体についても同様にあてはまる。そうすると、本判決は、その根拠付けにおいてゴナ事件上告審判決の立論の一部と対立することにもなりそうである。

しかし、そもそも、ゴナ事件上告審判決は、印刷用書体について、著作権の明文にない要件を加重したのであろうか。「従来の印刷書体に比して顕著な特徴を

有すると言った独創性」は、ありふれた表現でないことをいうにすぎず、「それ自体が美術鑑賞の対象となり得る美的特性」は、「実用的機能の観点から見た美しさ」では足りないことを導くために持ちだされたものであって、文字の視認性という機能性・実用性（同判決のいう「必然的にその形態には一定の制約」）と分離できる表現を言うにすぎないと解釈することも可能である⁽²¹⁾。すなわち、これらは創作性とは別の加重要件ではなく、印刷書体に照らして著作権法2条1項1号の創作性の内容を具体化したものにほかならない。かかる解釈に立てば、本判決は、射程の切り分けをするまでもなく、そもそもゴナ事件上告審判決に反するものではない。

この点、本判決が、「厳密な意味で独創性を有することまでは要しないものの、・・・表現が平凡かつありふれたものである場合、・・・『創作的』な表現ということとはできない。」と判示している点は興味深い。上記解釈によれば、ゴナ事件上告審判決のいう「独創性」も「厳密な意味での独創性」ではない。本判決は、ゴナ事件上告審判決を意識して、周到に練られた言い回しを採用していることが看取される。

（3） 具体的あてはめ

本判決は、著作権侵害認定には、応用美術のうち侵害として主張する部分が著作物性を備えていることを要する旨判示しているが、これは著作物を作品単位ではなく創作的表現単位で捉える見方⁽²²⁾と親和的である。

X1らの主張する侵害部分は、「左右一對の部材Aの内側に床面と平行な溝が複数形成され、その溝に沿って部材G（座面）及び部材F（足置き台）をはめ込んで固定し、部材Aは床面から斜めに立ち上がっている」という形態であったが、本判決は、機能的に競合する他製品の形態及び機能的制約の有無を具体的に認定した上で、「①『左右一對の部材A』の2本脚であり、かつ、『部材Aの内側』に形成された『溝に沿って部材G（座面）及び部材F（足置き台）』の両方を『はめ込んで固定し』ている点、②『部材A』が、『部材B』前方の斜めに切断された端面でのみ結合されて直接床面に接している点及び両部材が約66度の鋭い角度を成している点」に特徴を有する形態に著作物性を認めた。すなわち、X1らの主張するよりも下線部の要素が付加された具体的態様で著作物性を認定している。

主観的印象論を排した手堅い判断であり、妥当というべきである。

問題は、上記の具体的態様が完全に共通しなければ著作権侵害が生じないかどうかであるが、本判決は、脚が2本であるか4本であるかが「椅子の基本的構造に関わる大きな相違といえ、その余の点に係る共通点を凌駕し」、Y製品はX製品と類似しないと結論した。本判決は、2本脚であることをX製品の創作的表現の本質的要素と考えているようである。著作権侵害認定には、応用美術のうち侵害として主張する部分が著作物性を備えていることを要する旨判示からすると、本判決は、本判決のX1らの主張する侵害部分、すなわち他の共通要素の組み合わせだけでは創作的表現に該当しないと判断したことになる。なお、「基本的構造」という言葉から、本判決は、脚が2本であるか4本であるかを、アイデア自体の相違（当然に表現も相違する）と考えた可能性もある。

4. 訴訟代理人にとっての教訓

本件において、原審の原告代理人は、いわゆる応用美術の著作物性判断基準について争点化せず、海洋堂事件控訴審の文言に乗って「一定の美的感覚を備えた一般人を基準として純粋美術と同視し得る程度の美的創作性」の存在を主張するにとどまった。その結果、著作物性自体認定されないこととなったが、控訴人代理人は、正面から従前の裁判例の突破を図り、裁判所の説得に成功した。侵害論において控訴棄却になったとはいえ、著作物性を否定されることの実上の不利益の大きさを考えると、大きな成果である。本件判決は、訴訟代理人として、裁判実務の傾向を踏まえた争点の絞込みという観点だけにとらわれず、有力な批判が存在する論点については訴訟代理人のために最大限の論陣を張るべきであることを如実に示すものといえよう。

また、今後の訴訟上の攻撃防御においては、印象論ではなく創作の幅を意識した主張立証が従来以上に必要とされるであろう。

5. おわりに

いわゆる「応用美術」について考えるとき、常に頭をよぎる童話がある。小学校の国語の教科書に掲載されてきた「桃花片」（岡野薫子）⁽²³⁾である。主人公は老いた陶工ヤン。ヤンは、若き日、日常雑器ばかり焼い

ている父に反発し、美術工芸品作家として名声を得た。しかし老境になるほど心は満たされない。ある日、ヤンは、使い込まれた水滴（硯用の水差し）と出会う。「大変使いやすい」、そして陶工の生命／魂がこめられた名品「桃花片」であった。それは・・・という話なのだが、ヤン父子の印象的な会話がある。ヤン「やきものそのものを鑑賞できるのが、ほんとうの値打ちのあるものではないだろうか・・・」父「なにかに使うからといって、値打ちはさがりはしないよ。」。

「鑑賞性」や「美的創作性」を要求した従前の下級審裁判例は、ヤンを思わせるが、Tシャツ事件判決から34年、ニーチェア事件控訴審判決から四半世紀という老成期間を経て世に現れた本判決が、桃花片の水滴として世の実務家の筆墨にどう影響していくか、注目される場所である。本判決の周到に組み立てられた「使いやすさ」についてはいうまでもない。ちなみに、「桃花片」の結末後のヤンの行動は読者の想像に委ねられており、小学生のテストの題材になっている。

（なお、本稿は筆者の個人的見解であり、所属するいかなる組織とも無関係である。）

注

- (1) 最判平成3年3月28日平成2年(オ)第706号。
- (2) 最判平成12年9月7日民集54巻7号2481頁。
- (3) 博多人形事件（長崎地佐世保支判昭和48年2月7日無体集5巻1号18頁）。
- (4) ニーチェア事件控訴審（大阪高判平成2年2月14日平成元年(ネ)第2249号）。
- (5) 拙稿「応用美術の著作権保護をめぐる若干の考察」パテント第64巻1号pp53-63(2011), p61注(32)参照。近時の裁判例としては、ファッションショー事件控訴審（知財高判平成26年8月28日平成25年(ネ)第10068号）。
- (6) 前掲注5拙稿p56。
- (7) ファービー事件控訴審（仙台高判平成14年7月9日判時1813号150頁）。
- (8) 前掲注5拙稿p61注(31)記載の各裁判例。近時の裁判例としては、シャトー看板事件控訴審（知財高判平成26年1月22日平成25年(ネ)第10066号）。
- (9) 海洋堂事件控訴審（大阪高判平成17年7月28日判時1928号116頁）。
- (10) 前掲注5拙稿p61注(33)記載の各裁判例。
- (11) 前掲注5拙稿pp62-63注(53)記載の各裁判例。
- (12) 河野愛「デザインの法的保護」エコノミア40巻4号pp1-23(1990), 半田正夫「応用美術の著作物性について」青山法学論集第32巻第1号pp45-65(1990), 同「転機にさしかかった著作権制度」コピライト398号pp2-18(1994), 満田重昭「知的財産法における普遍化的解釈の必要」特許研究No.32, pp22-34(2001), 野一色勲「著作物における表現の創作性」知的財産法研究44巻1号pp1-21(2003), 同「『美術の著作物』と『美術の範囲に属するもの』の『美術』の語義の相違」牛木古稀pp425-467(2005), 本山雅弘「判批」Law & Technology No.32, pp86-95(2006), 齊藤博『著作権法第3版』有斐閣(2007)p85-88, 前掲注5拙稿など。
- (13) 前掲注8シャトー看板事件控訴審。裁判体のうち、清水節裁判長と新谷貴昭裁判官は本件判決と共通する。
- (14) 仏壇彫刻事件（神戸地姫路支判昭和54年7月9日無体集11巻2号371頁）, 漁網結節事件（名古屋高判平成9年12月25日判タ981号263頁）, プチホルダー事件（東京地判平成20年7月4日平成19年(ワ)第19275号）など。
- (15) 作花文雄「著作権制度における美的創作物（応用美術）の保護」コピライト544号pp44-59(2006)p47。
- (16) 上野達弘「著作物性(1)総論」法学教室No.3191, pp160-171(2007), pp167-168, 井上由里子「判批」著作権判例百選第4版pp12-13(2009), p13, 帖佐隆「判批」著作権判例百選第4版pp14-15(2009), p15, 前掲注5拙稿pp54-55。
- (17) 前掲注5拙稿p62-63注(53)記載の各文献・裁判例参照。
- (18) 東京地判昭和56年4月20日無体集13巻1号432頁。
- (19) 起草者意思を立法者意思と同視する見解に対する批判として、満田重昭「デザインと美術の著作物」齊藤・牧野編『裁判実務大系知的財産関係訴訟法』青林書院(1997)p94。
- (20) 同旨の判示が解剖実習の手引事件判決（東京高判平成13年9月27日判時1774号123頁）にあり、本件の裁判長である清水節判事が評釈中で引用している（清水節「判批」著作権判例百選第4版pp6-7(2009)p7）。
- (21) 前掲注5拙稿p62注(42)。
- (22) 駒田泰土「著作物と作品概念との異同について」知的財産法政策学研究Vol.11, pp145-161(2006)。
- (23) 初出は坪田譲治選『七色の童話集2 あおいろの本』実業之日本社(1967), 西本鶏介監修『教科書に出てくるお話6年生』ポプラ社(2006)等で読むことができる。

(原稿受領 2015. 5. 17)